

## 農業共済新聞購読のお申込みについて

農業共済新聞は農業専門誌として、「農家に学び、農家に返す」を創刊以来の編集方針として発行しています。NOSAI事業の説明やNOSAI団体の動きはもとより、農政、営農技術や資材活用、暮らし、農産物流通など幅広い分野を網羅した紙面を通じて、農家の営農と暮らしに役立つ情報を提供しています！

### 無料購読キャンペーン

新たに年間購読のお申込みをいただいた方に限り、2か月間無料で購読いただけます！※無料購読期間を終えた後は1年間の有料購読となります。




購読希望の方は、NOSAI 東京 042-381-7111 までご連絡ください。

農業共済新聞購読希望とお伝えください！(担当者:小山、保坂)

### 農業共済事業の未実施品目に対する意向調査について

NOSAI 東京では実施している農業共済事業以外の品目について、農家組合員の皆様から広く未実施品目について、要望を受け付けております。未実施品目について当組合で実施が必要かどうか常時検討を進めておりますので、農家組合員の皆様の自由なご意見をお聞かせください。詳しくは当組合ホームページをご覧ください。

【NOSAI 東京ホームページ <http://nosai-tokyo.jp/>】

 安心のネットワーク  
NOSAI 東京 広報 No.26 令和5年2月発行 ※本誌の無断転載を禁じます

発行：NOSAI 東京 (東京都農業共済組合)

〒184-0004 東京都小金井市本町6-9-35 TEL.042-381-7111

●ホームページ <http://www.nosai-tokyo.jp/>

●メールアドレス [info@nosai-tokyo.jp](mailto:info@nosai-tokyo.jp)



三宅村 大久保浜

# 広報 NOSAI 東京

NO. 26 東京都農業共済組合 広報誌

### CONTENTS

- ・組合長挨拶
- ・東京都知事予算要請
- ・収入保険加入実績
- ・果樹共済 損害防止事業
- ・農業共済新聞の紹介

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)により影響を受けられた方々に、心よりお見舞い申し上げます。一日も早くこの事態が収束し、皆様がいつもの日常を送ることができるよう、役職員一同心よりお祈り申し上げます。



 安心のネットワーク  
NOSAI 東京

## 新年のごあいさつ

NOSAI 東京  
組合長 理事  
澤井 保人



組合員の皆さまにおかれましては、健やかに新年を迎えられたこととお喜び申し上げます。日頃より農業共済事業並びに収入保険事業に格別のご理解ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

東京においては、ここ数年大きな自然災害が発生していませんが、本年5月には降雹により一部の地域で梨農家や野菜農家に被害が発生しています。また、全国的にみると毎年のようにどこかしらで台風や集中豪雨、豪雪と大きな自然災害が発生しています。被害にあわれた皆さまには心よりお見舞い申し上げますとともに、1日でも早い復興と営農の再開をお祈りします。

新型コロナウイルス感染症の収束はなかなか進みませんが、現在はウイズコロナという考えのなかで、社会生活の過度な規制ではなく十分な感染対策のもと、経済の再生を見据えた社会になってきました。一方、世界的にはコロナ対策の反動で様々な需要が増大しておりますが、一度混乱した生産体制・流通体制の再生が追い付かず物価高を招いています。そんな中、ロシアによるウクライナ侵攻により、世界的な物流に大混乱が起きてしまいました。

ロシアのウクライナ侵攻の影響は、日本の農業界でも大変大きくなってきました。肥料や飼料・エネルギーにとどまらず、半導体不足により農機具の納品が1年先になったという話も聞こえます。製品価格にコスト上昇分を反映しづらい農畜産物において、国や東京都による資材高騰対策がなされていますが、十分とは言えず利益が減少してしまうのは防ぎようがありません。また、消費者視線で考えますと、エネルギーを含めた物価高のため、消費意欲の減退がおきています。この影響は数年単位で継続するのではないかと思います。

私たちが推進しています農業経営収入保険は、コスト上昇の補償はできませんが、売り上げの減少に対しては、物価高による消費減退を含めて補償が可能です。コストが上昇し、利益率が低下しているのに売り上げまで減少してしまったら、経営としては立ち行かなくなります。

このような状況でも、皆さまの農業経営を支えるセーフティネットとして機能しているのが、農業経営収入保険です。これからは農業者自らが様々なリスクに備えることが重要になります。NOSAI 東京役職員一同、すべての農業者に向けて収入保険をはじめとした農業保険制度の意義を発信してまいり所存でありますので、組合員の皆さま、ご関係者の皆さまには一層のご理解ご協力を重ねてお願い申し上げます。

結びに、本年も災害の無い年になりますように、そして新型コロナウイルス感染症の1日でも早い収束と、また、皆さまにとって幸多き年となりますよう心からご祈念申し上げます。

## 東京都知事への予算要請活動を実施



※小池都知事に要望書を手渡す澤井組合長  
(写真左より、澤井組合長、小池都知事、嶋崎副組合長、吉村専務理事、小野理事、嶋田監事)

令和4年12月16日、本組合は小池百合子東京都知事に令和5年度の東京都予算への要請活動を実施しました。

この要請活動は、農業共済事業並びに収入保険事業を農業者・組合員の皆様に安心してご活用いただくために本組合の組織運営を活性化させる目的並びに収入保険に加入する農業者の費用負担軽減を目的に予算措置の要請を行ったものです。

要請の中で澤井組合長は、収束しない新型コロナウイルス禍やロシアによるウクライナ侵攻等による需要の変化や飼料燃料費の高騰が東京の農業者にも深刻な影響を与えている状況を説明しました。また、各種共済や収入保険による補償により幅広い農業リスクから農業経営を守る本組合の役割の重要性を説明しました。

都知事からは、『東京都においても自然災害等により農作物や園芸施設の被害が増えていることは承知しています。東京の農業者が各地域に合う高い付加価値の農畜産物を生産し続けるためには、農業経営の安定につながる公的な保険制度の維持は重要であると考えています。東京の農業を守る東京都農業共済組合の皆様の支援については着実に進めていきます。』との回答をいただきました。

また、担当所管の坂本産業労働局長からは、『予測困難な様々なリスクの備えとして収入保険のようなセーフティネットの充実は不可欠であると考えています。収入保険に加入する農業者が少しでも増えるように補助を行う取り組みは昨年度から始めており、この取り組みは適切に進めていきたいと考えています。』とご意見をいただきました。

(予算要請の様子はYouTubeの下記アドレスからご視聴いただけます)  
<https://www.youtube.com/watch?v=Oans6rFnFc0>



## 令和5年に補償が開始する 収入保険の加入実績について

平成31年の制度開始から昨年9月末時点で全国累計78,420戸の加入となりました。制度開始当初の目標である10万経営体加入に向けて全国的に制度の利用者が増えています。

東京都においては、昨年に続き、東京都庁が実施した新規に加入する方を対象とした保険料補助事業が今年も都内の農業者から大変好評をいただきました。

結果として、令和5年1月から12月末までの1年間の補償に新たにご加入いただいた実績は、個人と法人を合計すると67戸でした。継続加入分と合わせ東京都全体の実績は422戸となりました。

地域別では、特別区11戸、北多摩43戸、西多摩5戸、南多摩6戸、島しょ2戸でした。

### 東京都からの補助金交付について

東京都による保険料補助の交付は、保険料のお支払いが完了した後の令和5年9月以降に実施いたします。

交付金額が確定しましたら本組合よりお知らせいたします。

ご不明点がございましたら担当者までご連絡をお願いいたします。

地域	令和5年	増加分	
東京特別区	墨田区	1戸	0戸
	目黒区	2戸	0戸
	世田谷区	5戸	2戸
	杉並区	3戸	1戸
	練馬区	17戸	6戸
	足立区	11戸	1戸
	葛飾区	7戸	1戸
	江戸川区	9戸	0戸
西多摩	青梅市	10戸	1戸
	羽村市	3戸	1戸
	あきる野市	10戸	1戸
	瑞穂町	11戸	1戸
	日の出町	4戸	0戸
	檜原村	1戸	0戸
	奥多摩町	1戸	1戸
南多摩	八王子市	27戸	2戸
	町田市	5戸	3戸
	日野市	12戸	0戸
	多摩市	2戸	0戸
	稲城市	34戸	1戸
北多摩	立川市	20戸	3戸
	武蔵野市	1戸	1戸
	三鷹市	23戸	5戸
	府中市	21戸	2戸
	昭島市	8戸	0戸
	調布市	5戸	2戸
	小金井市	2戸	2戸
	小平市	32戸	7戸
	東村山市	24戸	6戸
	国分寺市	6戸	2戸
	国立市	2戸	0戸
	狛江市	1戸	0戸
	東大和市	9戸	0戸
	清瀬市	18戸	4戸
	東久留米市	9戸	2戸
	武蔵村山市	5戸	1戸
	西東京市	14戸	6戸
島しょ	大島町	7戸	0戸
	利島村	4戸	0戸
	新島村	4戸	0戸
	神津島村	3戸	0戸
	三宅村	7戸	2戸
	八丈町	11戸	0戸
	小笠原村	11戸	0戸
合計	422戸	67戸	

## 収入保険にご加入の皆様へ

確定申告(青色申告)の後に、NOSAI東京より皆様にご連絡いたしますので、必要書類のご提出をお願いします。

### ご用意いただきたいもの

- ・個人
  - ・所得税の確定申告書 B 第1表
  - ・「所得税青色申告決算書(農業所得用)」の損益計算書 (p.1~p.2)
- ・法人
  - ・法人税の申告書の別表一、別表四及び農業部門に係る損益計算書
- ・共通
  - ・品目ごとの販売数量や販売価格、栽培面積がわかる書類

※ご提出いただく令和5年の書類を基に、基準収入金額の再計算を行い、補償内容が確定します。新規加入時または、契約更新時にご提示した積立金や保険料は、再計算により差額が生じます。あらかじめご了承のほどをお願いいたします。

### 青色申告書等の提出 3月上旬~

#### 令和元年の保険金等支払実績

	加入者戸数 ①	保険金等支払 対象者数 ②	割合 ②/①	保険金等支払額
全国	22,812戸	6,879戸	30.2%	168億5500万円
東京都	84戸	36戸	42.9%	3900万円

#### 令和2年の保険金等支払実績

	加入者戸数 ①	保険金等支払 対象者数 ②	割合 ②/①	保険金等支払額
全国	36,142戸	13,616戸	37.7%	350億2900万円
東京都	137戸	41戸	29.9%	4900万円

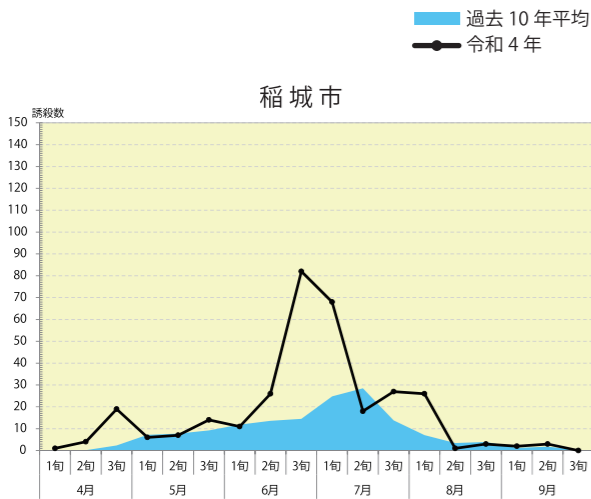
#### 令和3年の保険金等支払実績

	加入者戸数 ①	保険金等支払 対象者数 ②	割合 ②/①	保険金等支払額
全国	59,084戸	29,949戸	50.7%	687億300万円
東京都	202戸	44戸	21.8%	3900万円

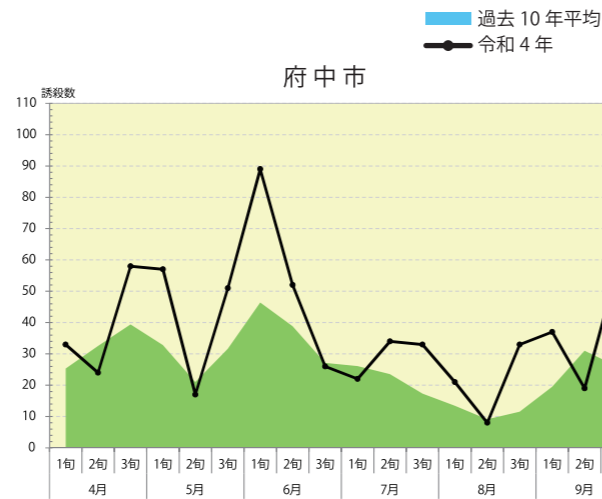
「つなぎ融資」の申請は随時受付中です

## 果樹共済損害防止事業 フェロモントラップによる梨の害虫調査報告

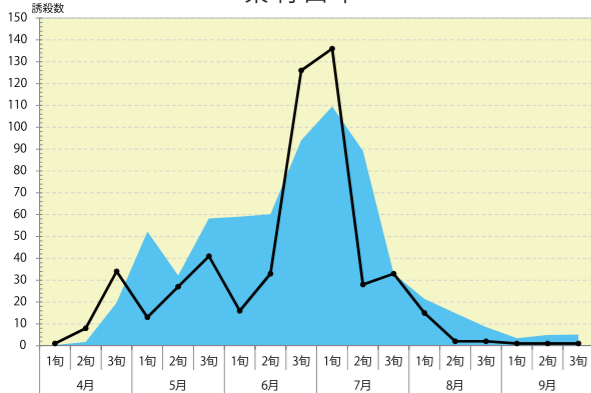
■ チャバネアオカメムシ 発生消長  
(令和4年度)



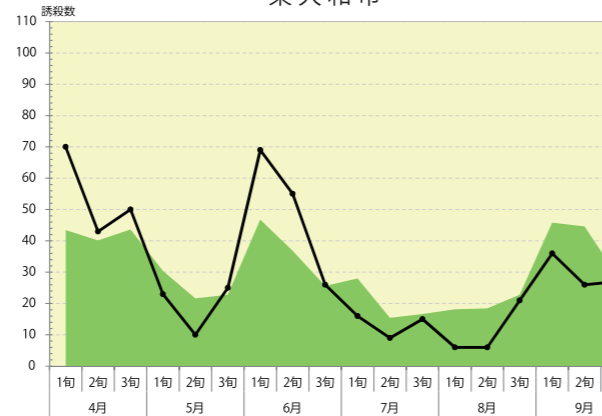
■ ナシヒメシンクイ 発生消長  
(令和4年度)



東村山市



東大和市



フェロモントラップとは、昆虫の性フェロモンを人工的に合成した誘引剤を捕獲機の中に設置したものです。誘殺された雄成虫の数を調査することによって、害虫の発生状況を把握することができます。

NOSAI東京では、梨の害虫であるチャバネアオカメムシの調査を稲城市と東村山市、ナシヒメシンクイの調査を府中市と東大和市で行っており、計4つの地域でフェロモントラップ調査を実施しております。

今年度は、チャバネアオカメムシの誘殺数が稲城市、東村山市ともに多く、稲城市

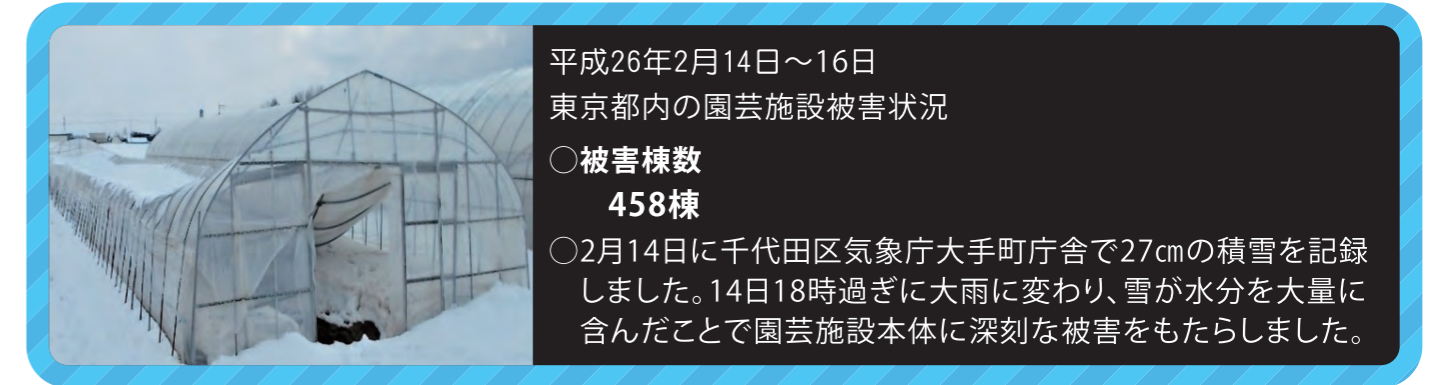
ではピーク時期が過去平均よりも約10日早く、誘殺数も平均最大値の約2.5倍を記録しました。

ナシヒメシンクイについては、ピーク時期は府中市、東大和市いずれも過去平均と同時期でしたが、誘殺数としてはやや多く、府中市では約2倍、東大和市では約1.5倍となりました。

このフェロモントラップの調査結果は当組合ホームページ(<http://nosai-tokyo.jp/>)にてご確認いただけますので、防除の目安としてご活用ください。

## 園芸施設における 降雪・積雪対策について

昨年令和4年1月6日(木)、寒気や低気圧の影響で都内においても降雪があり、最大で10cmの積雪となりました。首都高速道では雪の影響でトラックが横転する等の事故が相次ぎ、多くの区間で通行止めとなり、交通が混乱しました。都内園芸施設においても軽微ではあるものの被害が発生しました。農家組合員の皆様におかれましては、降雪の前に出来る損害防止措置について、下記にまとめておりますので、ご自身の安全を確保したうえでご協力をお願い申し上げます。



平成26年2月14日～16日  
東京都内の園芸施設被害状況

○被害棟数

**458棟**

○2月14日に千代田区気象庁大手町庁舎で27cmの積雪を記録しました。14日18時過ぎに大雨に変わり、雪が水分を大量に含んだことで園芸施設本体に深刻な被害をもたらしました。

### 1. 降雪前の措置について

- (1) スノーポールなどの応急補強用の支柱や筋交いをお持ちであれば取り付けて補強します。できれば3～4mおきに取り付けると効果的です。
- (2) 屋根の被覆資材の表面に雪の滑落を妨げるような突出物が無いか確認してください。可能であれば、雪がスムーズに滑落するように防風・膨張ネットや外部遮光を撤去したり巻き上げておいてください。
- (3) 被覆資材のたるみや破れが無いか確認してください。押さえ材やテープで補修するだけでも効果的です。
- (4) 暖房機の燃油残量を確認して、出来る限り満タンにしてください。園芸施設内の室温を高めることで、屋根雪の滑落を図ることができます。暖房機が無い場合は、園芸施設を締め切って機密性を高め、地熱の放射を利用して屋根雪の滑落を図ります。

### 2. 損害防止のために被覆材の切断(撤去)をする場合には事前連絡をしましょう

園芸施設への積雪などで、被覆をしたままではパイプハウス本体に被害が及ぶことが予測される際には、加入者が損害防止のために被覆材を切断(撤去)した場合でも被害とみなすことが出来る場合があります。

**被害とみなすためには、原則本組合への事前連絡が条件となりますので、必ずご連絡をお願いします。ただし被覆材の切断が夜間や土日祝日となる場合は、翌営業日にご連絡ください。**※被覆材の切断(撤去)作業は、安全を確保できる場合のみ行ってください。